

年 月 日

所在地
名称
代表者の氏名

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号）第 4 条の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 補助金交付申請額及びその算出の基礎

(1) 申請額 金 円

(2) 算出基礎

2 補助金交付対象事業の名称、目的及び内容

(1) 名称

(2) 目的

(3) 内容

3 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

大阪市指令福祉第 号
年 月 日

公益社団法人 大阪市シルバー人材センター
理 事 長 様

大阪市長

大阪市高年齢者就業機会確保事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大阪市高年齢者就業機会確保事業補助金については、次のとおり交付することを決定しましたので通知します。

記

1 補助金交付額 金 円

2 補助金交付の条件

- (1) 補助金交付対象事業（以下「補助事業」という。）の内容、経費の配分又は執行計画の変更（市長が認める軽微な変更を除く。）をする場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 市長が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、報告を求め、又は本市職員に事業所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (5) その他、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号。以下「市交付規則」という。）及び大阪市高年齢者就業機会確保事業補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

- (1) 市交付規則第 11 条の規定により、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知書を受けた日から 5 年間保存すること。
- (2) 本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受け取った日の翌日から起算して 10 日以内に申請の取下げをすることができる。

〔様式第 3 号〕

大阪市指令福祉第 号
年 月 日

公益社団法人 大阪市シルバー人材センター
理 事 長 様

大阪市長

大阪市高年齢者就業機会確保事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました大阪市高年齢者就業機会確保事業補助金については、次の理由により交付しないことに決定しましたので通知します。

記

1 交付しない理由

[様式第 4 号]

年 月 日

大 阪 市 長

所 在 地
名 称
代表者の氏名

大阪市高年齢者就業機会確保事業補助金交付申請取下書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて通知のありました
大阪市高年齢者就業機会確保事業補助金の交付決定については、大阪市補助金等交付
規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号）第 8 条の規定により、次のとおり申請を取り下げ
ます。

記

- 1 補助金交付決定通知書を受け取った日 年 月 日
- 2 取下げの理由

年 月 日

大 阪 市 長

所 在 地
名 称
代表者の氏名

大阪市高年齢者就業機会確保事業補助金補助事業変更承認申請書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて補助金の交付決定
を受けた補助事業について、次のとおり変更する必要がありますので、大阪市長の承認を申請します。

記

1 変更する内容及びその理由

年 月 日

大 阪 市 長

所 在 地
名 称
代表者の氏名

大阪市高年齢者就業機会確保事業補助金補助事業中止・廃止承認申請書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて補助金の交付決定
を受けた補助事業について、次のとおり中止・廃止する必要がありますので、大阪市長の承認を申請します。

記

1 中止・廃止の理由（中止の場合は、その期間）

〔様式第 7 号〕

大阪市指令福祉第 号
年 月 日

公益社団法人 大阪市シルバー人材センター
理 事 長 様

大阪市長

大阪市高年齢者就業機会確保事業補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて交付決定しました
大阪市高年齢者就業機会確保事業補助金については、次のとおり取消し・変更するこ
とを決定しましたので通知します。

記

1 取消し・変更の内容

2 取消し・変更の理由

年 月 日

大 阪 市 長

所 在 地
名 称
代表者の氏名

大阪市高年齢者就業機会確保事業補助金実績報告書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて補助金の交付決定
を受けました補助事業について、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第
7 号）第 14 条の規定により、関係書類を添えて次のとおりその実績を報告します。

記

1 補助金交付対象事業の名称

2 補助金の確定金額 金 _____ 円

3 添付書類

(1) 収支決算書

〔様式第 9 号〕

大福祉第 号
年 月 日

公益社団法人 大阪市シルバー人材センター
理 事 長 様

大阪市長

大阪市高年齢者就業機会確保事業補助金額確定通知書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて交付決定しました
大阪市高年齢者就業機会確保事業補助金については、次のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

1 確定金額 金 円

年 月 日

大 阪 市 長

所 在 地
名 称
代表者の氏名

大阪市高年齢者就業機会確保事業補助金精算書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて補助金の交付決定
を受けました補助事業について、大阪市高年齢者就業機会確保事業補助金交付要綱第
15 条の規定により、次のとおり精算内容を提出します。

記

1	精算内容	受領額	金	円
		支出額	金	円
		差引剰余（又は不足）額	金	円

2 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 経費の支出を確認できる領収書の写し等

〔様式第 11 号〕

大阪市指令福祉第 号
年 月 日

公益社団法人 大阪市シルバー人材センター
理 事 長 様

大阪市長

大阪市高年齢者就業機会確保事業補助金交付決定取消書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて交付決定しました
大阪市高年齢者就業機会確保事業補助金については、次のとおり取消しすることを決
定しましたので通知します。

記

1 取消しの内容

2 取消しの理由